6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HIROSE Masayoshi Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the National Hansen's Disease Museum extension building㉒.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 25 July 2022.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 7 October 2022 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 7 October 2022).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年６月30日

契約責任者　東日本高速道路株式会社
東北支社長　田仲　博幸

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東北自動車道　青森管理事務所新築工事

⑶　工事場所

東北自動車道

（自）青森県青森市

（至）青森県青森市

青森自動車道

（自）青森県青森市

（至）青森県青森市

⑷　工事内容　本工事は青森管理事務所棟及び青森ＴＢ料金所棟の新築、既設建物の解体、付帯する電気設備及び機械設備並びに屋外工事を含む一切の工事を行うものである。また、青森自動車道　青森中央ＩＣ及び東北自動車道　浪岡ＩＣの薬剤倉庫高架式薬剤タンク等撤去に伴う改築及び改修を行うものである。

⑸　工事概算数量　管理事務所棟新築（Ｓ造３階建）　約5,228㎡×１棟　料金所棟新築（Ｓ造平屋建）　約225㎡×１棟　事故処理室棟新築（Ｓ造平屋建）　約16.8㎡×１棟　地下通路入口（Ｓ造平屋建）　約25.6㎡×１棟　プロパン庫（Ｓ造平屋建）　約1.7㎡×１棟　薬剤庫棟（ＲＣ造２階建）　約159㎡×１棟　薬剤庫棟（ＲＣ造２階建）　約231㎡×１棟

⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から1140日間

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート　約2,500㎥　鉄筋　約160ｔ　鉄骨　約630ｔ

⑻　本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日推進工事（発注者指定方式）」である。

⑼　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日後まで。

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記３⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、工事種別「建築工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1,300点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1,300点以上である者による２者で構成された特定建設工事共同企業体・甲型（共同施工方式）（以下「特定ＪＶ」という。）であること。なお、特定ＪＶの場合は、全ての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に、東日本高速道路株式会社から「地域２（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸　審査基準日において、平成19年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事　道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において鉄骨造で延床面積が2,600㎡以上の建築物を新築、改築、増築した工事

本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ）又はロ）に該当する工事は、企業の施工実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ）上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

⑹　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記⑹に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　審査基準日において、特定ＪＶを構成する場合は、次に示す事項を全て満たすこと。

①　全ての構成員が、上記⑵に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから５年以上の営業期間を有すること。

②　全ての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記⑵に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置できること。

③　「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の案が提出されていること。

④　全ての構成員が30％以上の出資比率を有し、かつ、代表者の出資比率が構成員中最大であること。

⑼　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（同一の者が複数の特定ＪＶの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）